

令和4年6月30日

(名称) 丸亀市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

丸亀市は香川県の海岸線側のほぼ中央部に位置し、中讃地域の核となる市である。

市内には、市外及び県外へ通じるJRと琴平電鉄が東西に走っており、丸亀コミュニティバスはこれらの幹線交通に通じる支線としての役割を果たしている。そのうちフィーダー系統の綾歌宇多津線及び丸亀東線は幹線系統の丸亀垂水線、丸亀西線、レオマ宇多津線と接続し、主要な公共施設や学校施設、商業施設などの利用者の足としての役割も果たしている。

また、自家用有償旅客運送の本島コミュニティバスは、公共交通空白地域である島民の買い物や通院、通学など日常生活に必要不可欠な交通手段として機能している。

しかしながら、自家用車の普及や人口減少により、コミュニティバスの運営を維持するのは厳しい状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、丸亀コミュニティバスの綾歌宇多津線及び丸亀東線、本島コミュニティバスを確保、維持し、市民の福祉の向上と活性化を資するため生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(丸亀コミュニティバス)

綾歌宇多津線の利用者数を 42,160 人以上 (令和3年度実績 32,399 人) とする。

丸亀東線の利用者数を 32,370 人以上 (令和3年度実績 28,316 人) とする。

(本島コミュニティバス)

利用者数を 3,650 人以上 (令和3年度実績 2,699 人) とする。

(2) 事業の効果

丸亀コミュニティバスの綾歌宇多津線、丸亀東線を維持することにより、学生や車を持たない高齢者の移動手段が確保される。また、幹線、支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が確保される。

本島コミュニティバスについては、陸地部への公共交通ネットワークと連携することで、島民の通院、買い物などの交通手段になり、高齢者などの外出機会の確保・創出につながる。

また、陸地部、島しょ部ともに、交通空白地域を少しでも減少でき、外出促進、地域活性化にもつながることが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・乗降調査・混雑状況把握システムを活用し、利便性向上のため路線や時刻の調整を行い、より市民のニーズに沿うような路線を検討する。(事業者、丸亀市) ・幼稚園、保育所などの校外学習でバスを利用してもらい、バスの乗車体験から家族でもバスに乗ってもらうように啓発する。(丸亀市) ・「丸亀市高齢者運転免許証自主返納支援事業」の実施に伴い、自主返納者のコミュニティバス運賃半額制度について、あわせて周知し利用促進を図る。(丸亀市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>(丸亀コミュニティバス) 丸亀市から運行事業者への補助金額については、丸亀市コミュニティバス路線維持費補助金交付要綱に基づき交付している。</p> <p>(本島コミュニティバス) 運行事業者と業務委託契約を締結しており、委託料として負担している。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値目標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和4年6月 日 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業補助事業計画等について協議し、承認。
19. 利用者等の意見の反映状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

(所 属) 都市整備部都市計画課

(氏 名) 濱本 拓也

(電 話) 0877-24-8812

(e-mail) toshikei-k@city.marugame.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。